

社会福祉法人 初倉厚生会
特別養護老人ホームみどりの園の事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人初倉厚生会が開設する特別養護老人ホームみどりの園（以下、「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある入所者（以下、「入所者」という。）に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設の従業者は、入所者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護・その他の生活全般にわたる支援を行うものとする。
- 2 サービスの実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・司法・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームみどりの園
- (2) 所在地 静岡県島田市中河375番地の1

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、短期入所生活介護事業所に係る職員も含む。

- (1) 管理者 (常勤職員 兼務) 1人

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 医師 (非常勤職員 兼務) 1人

- 歯科医師 (非常勤職員 兼務) 1人

入所者の診療及び入所者、従業者に対する保健衛生指導並びに疾病予防に当たる。

- (3) 従業者 生活相談員 (常勤職員 専従) 2人以上

入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 介護支援専門員 (常勤職員 専従) 1人以上

施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

看護職員 (常勤職員 専従・兼務 3人以上、非常勤職員 1人以上)
4人以上

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

介護職員 (常勤職員 専従 11人以上、非常勤職員 10人以上)
21人以上

入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

栄養士又は管理栄養士 (常勤職員 兼務) 1人以上

入所者に提供する食事の管理、入所者の栄養指導に従事する。

機能訓練指導員 (常勤職員 兼務) 1人以上

入所者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う。

その他の職員 (非常勤職員 兼務) 3人以上

衣類の洗濯やシーツ交換、環境整備等の入所者の間接的援助業務に従事する。

(4) 事務職員 (常勤職員 兼務) 1人以上
施設の庶務及び会計事務に従事する。

(入所定員)

第5条 施設の入所者の定員は次のとおりとする。

ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(1) 入所定員 50名/日

(営業日及び営業時間)

第6条 施設の営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間 24時間

(サービスの内容及び利用料その他の費用)

第7条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設におけるサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示の額とする。

(1) 施設サービス計画の作成

(2) 介護

(3) 機能訓練

(4) 健康管理

(5) 相談及び援助

(6) 社会生活上の便宜の供与等

(7) 栄養管理

(8) 口腔衛生管理

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供する場合には、その入所者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働省が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 居住に要する費用
 - (3) 厚生労働大臣が定める基準にも基づき入所者が選定する特別の居住に要する費用
 - (4) 厚生労働大臣が定める基準にも基づき入所者が選定する特別の食事の提供に要する費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 日常生活費のうち、入所者が負担することが適当と認められる費用
- 5 前項(1)及び(2)については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。
- 6 利用料等の支払いを受けたときは、入所者又はその家族に対してその利用料について記載した領収書を交付するものとする。
- 7 サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について事前に文書で説明した上で、同意を旨とする文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(利用契約)

第8条 サービスの提供の開始にあたっては、あらかじめ入所者及びその家族等に対してサービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用契約を締結するものとする。

(施設の利用にあつたての留意事項)

第9条 入所者は、当該施設を利用するにあたり、以下に掲げる事項に該当する場合には当該サービスを受けることができないことがある。

- 1 専門的医療を常時必要とし、当該施設にて看護体制がとれないと見込まれる場合。
- 2 伝染性疾患により他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ治療が必要である場合。
- 3 利用者の行動が他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合。
- 4 故意に法令や管理規程等に違反し、あるいは重大な秩序破壊行為をなし、改善のみこみがない場合。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業員は、サービスを提供中に入所者の症状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又は協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条の2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第12条 施設は、提供したサービスに関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第13条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿って対応を行う。

(協力病院等)

第14条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定める。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第15条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での指定介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ、書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第17条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等を記載した説明書、経過観察記録・検討記録等の記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第19条 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 施設は、指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人初倉厚生会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。